経済産業省

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

設備投資・販路開拓

経営環境の整備

本資料は経済産業省ＨＰ特設ページに掲載しております。

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

中小企業庁が運営する以下のオンラインツールも併せてご活用ください。

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」
最新情報の配信に加え、自分に合った制度や条件検索も。

ミラサポplus

LINE公式 「経済産業省 新型コロナ 事業者サポート」
最新情報の配信に加え、アプリ内で支援メニューの検索も。

@meti_chusho

公式ツイッター「中小企業庁」
パンフレット更新をいち早くお知らせ、その他情報も随時配信。

@meti_chusho

メルマガ 「e-中小企業ネットマガジン」
毎週（水）に中小企業支援施策・関連情報を配信。

e-中小企業ネットマガジン

令和３年１月22日　18:00時点版

目次

◆ 新着情報 ・・・3

第１章　経営相談

◆ 経営相談窓口の開設 ・・・4
◆ 専門家によるアドバイス ・・・5

第２章　資金繰り支援

◆ 資金繰り 支援内容一覧 ・・・6

【政府系融資/一般】

◆ 新型コロナウイルス特別貸付 ・・・7
◆ 商工中金による危機対応融資 8
◆ 新型コロナウイルス対策マル経融資 9
◆ 特別利子補給制度（実質無利子）10
◆ セーフティネット貸付の要件緩和 11

【政府系融資/生活衛生関係】

◆ 融資制度一覧 ・・・12
◆ 生活衛生新型コロナウイルス特別貸付 13
◆ 新型コロナウイルス対策衛経融資 ・・・14
◆ 特別利子補給制度（実質無利子）15
◆ 衛生環境激変対策特別貸付 16

【民間の信用保証付き融資】

◆ セーフティネット保証4号・5号 17
◆ 危機関連保証 ・・・18
◆ 民間金融機関における
実質無利子・無担保融資 ・・・19

【借換/リスケ/配慮要請】

◆ 日本公庫等の既往債務の借換 20
◆ 新型コロナ特例リスケジュール ・・・21

【借換/リスケ/配慮要請】

◆ 既往債務の条件変更 ・・・22
◆ 金融機関等への配慮要請 ・・・23

【その他】

◆ 小規模企業共済の
特例緊急経営安定貸付等 ・・・24
◆ 経営セーフティ共済の特例措置 ・・・26
◆ DBJ・商工中金による危機対応融資 28

第３章　給付金

◆ 持続化給付金 ・・・29
◆ 家賃支援給付金 ・・・31

第４章　設備投資・販路開拓支援

【生産性革命推進事業】

◆ 中小企業等事業再構築
促進事業 ・・・33
◆ 生産性革命推進事業 ・・・34
◆ ものづくり補助金 ・・・36
◆ 持続化補助金 ・・・37
◆ IT導入補助金 ・・・39

【サプライチェーン改革】

◆ サプライチェーン対策のための
国内投資促進事業 ・・・40
◆ 海外サプライチェーン多元化等
支援事業 ・・・41

【販路開拓支援】

◆ 非対面・遠隔の海外展開支援事業 42

【商店街のイベント等支援】

◆ GoTo商店街 ・・・43

第５章　経営環境の整備

【下請取引】

◆ 下請取引配慮要請 ・・・44

◆ 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請 ・・・45

◆ 官公需における配慮要請 ・・・46

◆ 下請Gメンによる実態把握 ・・・47

【事業再編支援】

◆ 事業承継・事業引継ぎ推進事業 48

【資本性資金供給・資本増強支援】

◆ 中小企業向け資本性資金供給資本増強支援事業 ・・・49

【事業継続力の強化】

◆ 感染症対策含む中小企業強靱化対策事業 ・・・50

【雇用関連】

◆ 雇用調整助成金の特例措置 ・・・51

◆ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ・・・53

◆ 小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者向け） ・・・54

◆ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け） ・・・55

◆ 個人向け緊急小口資金等の特例 56

◆ 休業や労働時間変更への対応 ・・・57

◆ 都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮 ・・・58

◆ 外国人の在留資格取扱い ・・・59

【テレワーク】

◆ テレワークに関する情報提供 ・・・60

◆ 専門家からの指導・助言 ・・・61

◆設備導入にかかる費用の支援 ・・・62

【海外関連】

◆ 現地進出企業・現地情報及びジェトロ相談窓口 ・・・63

◆ 貿易保険による支援策 ・・・64

◆ 輸出入手続きの緩和等について ・・・65

【家賃関連】

◆ 賃貸借契約についての基本的なルール 66

【自治体と連携した支援】

◆ 地域企業再起支援事業 ・・・67

第６章　税・社会保険・公共料金

【税の申告・納付】

◆ 納税猶予・納付期限の延長 ・・・68

－税務申告・納付期限の延長 ・・・69

－納付猶予（国税・地方税）の特例 70

－納付猶予制度（国税） ・・・71

－納付猶予制度（地方税） ・・・72

◆ 欠損金の繰戻し還付 ・・・73

◆ 固定資産税等の軽減の全体像 ・・・74

◆ 固定資産税等の軽減 ・・・75

【社会保険】

◆ 厚生年金保険料等の猶予制度 ・・・76

◆ 厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定について ・・・78

◆ 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて ・・・79

【公共料金】

◆ 電気・ガス料金の支払猶予等について 80

◆ NHK放送受信料の免除について ・・・81

リンク集 ・・・82

主な新着情報

１月22日 18:00時点

第５章　経営環境の整備

◆ 事業承継･事業引継ぎ推進事業（３次補正予算案で措置予定）について新たに記載しました。（48ページ）

１月19日 18:00時点

第２章　資金繰り支援

◆ 日本政策金融公庫国民生活事業と民間金融機関による実質無利子･無担保融資の上限額を6,000万円（拡充前4,000万円）、日本政策金融公庫中小企業事業と商工中金による実質無利子･無担保融資の上限額を３億円（拡充前２億円）に引き上げました。また、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施しました。

第４章　設備投資･販路開拓支援

◆ 中小企業等事業再構築促進事業（３次補正予算案で措置予定）について新たに記載しました。（32ページ）

１月15日 18:00時点

第３章　給付金

◆ 持続化給付金と家賃支援給付金について、必要書類の準備に時間を要するなどの事情がある方の、書類の提出期限を2月15日まで延長いたしました（詳細は各該当ページをご覧ください）。（28ページ～）

第４章　設備投資･販路開拓支援

◆ 生産性革命推進事業の事業内容や公募スケジュールの記載を更新しました。（32ページ～）

第５章　経営環境の整備

◆ テレワーク相談センターを電話受付を平日20時までに延長しました。（59ページ）

経営相談窓口の開設

令和２年１月29日より、中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応しています。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。２月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。

上記はあくまで一例です。
まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日のご相談

※土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html

専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

①全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応いたします。

最寄りのよろず支援拠点までご相談ください。

平日のご相談
経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日のご相談
土日・祝日も相談を受け付けております。
開設している窓口を、右のQRコードよりご確認ください。

②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます。
※派遣申請に当たっては、事前によろず支援拠点または地域プラットフォームへのご相談が必要です。

最寄りのよろず支援拠点・地域プラットフォームまでご相談ください。
よろず支援拠点については、①のお問合せ先を、
地域プラットフォームは以下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。
https://www.mirasapo.jp/regionplatform/about.html

③オンラインで、専門家が何度でも無料で相談に対応いたします。

○経営相談体制強化事業事務局（オンライン相談）
受付時間：9:00～17:00　※土日・祝日含む
右のQRコードからアクセスして事前に申込をお願いします。

④テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始します。

事業HPについては下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。
（当事業の詳細についてはP61にも掲載しております。）
事業HP https://digitalization-support.jp/
なお本事業では、使いやすいITツールや活用事例をまとめたサイト「ここからアプリ」も支援ツールとして活用していきます。

資金繰り 支援内容一覧

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて３段階の支援を実施。

金利引き下げなし ＞ 金利▲0.9引下げ ＞ 実質無利子融資

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】
売上高等の要件はなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付
新型コロナウイルス対策マル経融資
危機対応融資

【対象要件】
売上高▲５％以上減少
※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

＋

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】
個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。４号は全国47都道府県を対象地域として指定。５号は影響を受けている業種を指定。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象。
※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠（2.8億円） ＋ SN保証枠（2.8億円） ＋ 危機関連保証枠（2.8億円）

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証４号・５号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

- **中小企業金融相談窓口** 0570-783183
  ※平日・土日祝日 9:00～17:00
- **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

- **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）
  ※平日10:00～17:00 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の３年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長５年。**１月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施するとともに、利下げ限度額を拡充。**

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少した方

②業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴６ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して５％以上減少している方

a 過去３ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高
b 令和元年12月の売上高
c 令和元年10月～12月の平均売上高

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上１ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）
【既往債務の借換】公庫の既往債務の借換も可 **【担保】**無担保
【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**５年以内
【融資限度額（別枠）】中小事業６億円、国民事業8,000万円
【利下げ限度額】中小事業３億円、国民事業6,000万円
【金利】当初3年間　基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.26%→0.36%

※金利は１月４日時点、貸付期間５年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近１ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

【お問合せ先】
➡ **平日のご相談**
日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827
➡ **土曜日のご相談**
日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：0120-981-827

商工中金による危機対応融資

※危機対応融資に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の３年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長５年。**1月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施するとともに、利下げ限度額を拡充。**

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方
①最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少した方
②業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合、店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して５％以上減少している方
　a 過去３ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高
　b 令和元年12月の売上高
　c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）
【既往債務の借換】商工中金による危機対応融資の既往債務の借換も可
【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**５年以内

【融資限度額】６億円

【金利】当初３年間　基準金利▲0.9%、４年目以降基準金利
　　1.11%→0.21%（利下げ限度額：3億円）
※１月４日時点、貸付期間５年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近１ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

【お問合せ先】商工組合中央金庫相談窓口　0120-542-711
※平日・土曜日

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資

※新型コロナウイルス対策マル経に特別利子補給制度（10ページ）
を併用することで**実質的な無利子化**を実現

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置
別枠1,000万円の範囲内で当初３年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で３年以内、設備資金で４年以内に延長。
１月22日から、「直近２週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施。

【ご利用いただける方】
①最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少している小規模事業者の方
②前３年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して５％以上減少している方
　a 過去３ヶ月（最近１ヶ月を含む。）の平均売上高
　b 令和元年12月の売上高
　c 令和元年10月～12月の平均売上高
（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高
【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）
【融資限度額】別枠1,000万円
【金利】1.21%（令和3年１月４日時点）より当初３年間、▲0.9%
※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近１ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

【お問合せ先】
日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所
※経済産業省ＨＰ特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。
土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の**「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等**若しくは商工中金等による**「危機対応融資」**により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。**公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります**。

１月22日から、「直近２週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施するとともに、金融機関の準備が整い次第、補給対象貸付上限額を拡充。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等の申込を行なった際の最近１か月等(注)、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近１か月から遡った６か月間の平均売上高と前３年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）　：要件なし
②小規模企業者（法人事業者）　：売上高▲15%減少
③中小企業者等（上記①②を除く事業者）　：売上高▲20%減少

（注）最近１ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上１ヵ月未満の任意の期間における売上高

【利子補給】

・期間：借入後当初３年間（最長）
・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等３億円（拡充前２億円）、
　国民事業6,000万円（拡充前4,000万円）
※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※業歴が３か月以上を有する創業間もない方や、１年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去３か月（最近１か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較できます。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

【詳細】
（独）中小企業基盤整備機構ＨＰ（特別利子補給制度特設ページ）
https://tokubetsu-riho.jp/
【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局　0570-060515
【受付時間】平日・土日祝日　9:00～17:00

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金

【融資限度額】中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】設備資金15年以内、運転資金８年以内

【据置期間】３年以内

【金利】基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.86%
※12月1日時点、貸付期間５年の場合、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

令和２年２月14日より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。
詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民事業）
：0120-327790（中小事業）
沖縄公庫：0120-981-827

生活衛生関係の事業者向け融資制度

一般の中小企業・小規模事業者を対象にした融資制度に加え、生活衛生関係の事業者の皆様は以下の支援策をご活用いただくことが可能です。

融資

一般向け支援と同様に、大きく分けて３段階の支援を実施。

金利引下げなし ＞ 金利▲0.9引下げ ＞ 実質無利子融資

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
新型コロナウイルス対策衛経
金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】
売上高▲5%以上減少

衛生環境激変対策特別貸付
振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利を▲0.9%引下げ、飲食店・喫茶店営業の方は別枠1,000万円、旅館業の方は別枠3,000万円で融資

＋

特別利子補給制度
特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】
個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

- **中小企業金融相談窓口** 0570-783183
  ※平日・土日祝日 9:00～17:00
- **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

- **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）
  ※平日 10:00～17:00 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度（15ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

担保の有無に依らず一律金利とし、融資後の３年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長５年。**１月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施するとともに、利下げ限度額を拡充。**

【融資対象】生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少した方

②業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴６ヵ月未満の場合は、開業から最近１ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して５％以上減少している方

a 過去３ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高
b 令和元年12月の売上高
c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）
【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**５年以内
【融資限度額（別枠）】8,000万円 **【担保】**無担保
【金利】当初３年間基準金利▲0.9%（1.26%→0.36%）、４年目以降基準金利
【利下げ限度額】6,000万円

※金利は１月４日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律
※振興計画認定組合の組合員以外の方における運転資金は、既往債務（生活衛生貸付）の借換を含む場合に限ります。

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近１ヵ月間等の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

【お問合せ先】
平日のご相談 日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827
土曜日のご相談 日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：0120-981-827

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス対策衛経融資

※新型コロナウイルス対策衛経に特別利子補給制度（15ページ）
を併用することで**実質的な無利子化**を実現

生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

別枠1,000万円の範囲内で当初３年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で３年以内、設備資金で４年以内に延長。

１月22日から、「直近２週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施。

【ご利用いただける方】

①最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少している小規模事業者の方

②前3年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して５％以上減少している方

a 過去３ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高
b 令和元年12月の売上高
c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【融資限度額】別枠1,000万円

【金利】1.21%（１月４日時点）より当初３年間、▲0.9%

※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」との合計で6,000万円となります。

※前３年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近１ヵ月間等の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

平日のご相談
日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

土曜日のご相談
日本公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）
沖縄公庫：0120-981-827

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の**「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」**および**「新型コロナウイルス対策衛経」**により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。また、**公庫の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります**。
１月22日から、「直近２週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施するとともに、補給対象貸付上限額を拡充。

【適用対象】
「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等の申込を行なった際の最近１か月等、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近１か月から遡った６か月間の平均売上高と前3年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）　：要件なし
②小規模企業者（法人事業者）　：売上高▲15%減少
③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少
（注）最近１ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上１ヵ月未満の任意の期間における売上高

【利子補給】
・期間：借入後当初３年間（最長）
・補給対象貸付上限額：6,000万円（拡充前4,000円）
※利子補給上限額は新規融資と公庫の既往債務借換との合計金額

※業歴が３か月以上を有する創業間もない方や、１年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去３か月（最近１か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較できます。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

【詳細】
（独）中小企業基盤整備機構ＨＰ（特別利子補給制度特設ページ）
https://tokubetsu-riho.jp/
【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局　0570-060515
【受付時間】平日・土日祝日　9:00～17:00

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

①最近１ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。

②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】 運転資金

【融資限度額】 別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】 基準金利：1.86%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※１月４日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】７年以内（うち据置期間２年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民生活事業）
　　：0120-327790（中小企業事業）
沖縄公庫：0120-981-827

セーフティネット保証４号・５号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号
幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。
※最近１ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号
特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、４号と同枠）で借入債務の80%を保証。
※最近１ヶ月の売上高が前年同月比▲５%以上減少等の場合

※３月13日から、業歴３ヶ月以上１年１ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）
※新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制やGoToキャンペーンを含む各支援策の変更に伴う影響等を受けている事業者等について、認定基準の運用を緩和(「最近1ヶ月」を「最近６ヶ月」等での比較)

※４号の対象地域及び5号の対象業種は？

◆ SN４号：令和２年３月２日に全都道府県を対象に指定しました。
◆ SN５号：令和２年５月１日より全業種を指定しました。

※ご利用手続の流れ（４号・５号）

①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。
※認定書の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。ご利用に当たっては、認定の取得前にあらかじめ取引のある又はお近くの金融機関へご相談ください。
※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(借入債務の100%を保証）として、最近１カ月の売上高が前年同月比▲15%以上減少等する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円） ＋ SN保証枠（2.8億円） ＋ 危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：
100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。
※保証割合は、金融機関からの借入債務に対して信用保証協会が保証する割合です。

※ご利用手続の流れ等は前ページのセーフティネット保証と同様です。
※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

【お問合せ先】
中小企業金融相談窓口　0570-783183
※平日・土日祝日 9:00～17:00
※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

【最寄りの信用保証協会】
右のQRコードよりご確認いただけます。

土日・祝日の連絡先については、４ページ「土日・祝日のご相談」をご確認ください。

民間金融機関における実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大５年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロに。
各自治体において準備が整い次第、融資上限額を拡充。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

【対象要件】
国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証４号・５号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。

	売上高▲５％	売上高▲15％
個人事業主 （事業性あるフリーランス含む、小規模のみ）	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 （上記除く）	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

【融資上限額】 6,000万円（拡充前4,000万円）
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初３年間
【融資期間】 10年以内　**【うち据置期間】** 最大５年
【担保】 無担保
【保証人】 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
【既往債務の借換】
信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。
【申込期限】
令和3年3月末までに金融機関を通じて信用保証協会にお申し込みください。

【お問合せ先】
中小企業金融相談窓口　0570-783183
※平日・土日祝日 9:00～17:00
※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の**新型コロナウイルス感染症特別貸付**や商工組合中央金庫の**危機対応融資**について、各機関毎に、**既往債務の借換も可能とし**、**実質無利子化の対象**にします。

【対象制度】

（１）日本政策金融公庫及び沖縄公庫
・新型コロナウイルス感染症特別貸付
・新型コロナウイルス対策マル経融資
・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
・新型コロナウイルス対策衛経　等

（２）商工組合中央金庫等
・危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

（１）日本政策金融公庫及び沖縄公庫
中小事業　**3億円**、
国民事業　**6,000万円**
（２）商工中金　**3億円**

【借換え限度額】

（１）日本政策金融公庫及び沖縄公庫
中小事業　**６億円**、
国民事業　**8,000万円**、
（２）商工中金　**６億円**

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

【お問合せ先】

平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827
商工中金 相談窓口　0120-542-711

土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：0120-981-827
商工中金　相談窓口　0120-542-711

新型コロナ特例リスケジュール

新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会※が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールとは？

①一括して既存債務の元金返済猶予要請
資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して１年間の元金返済猶予の要請を実施します。

②資金繰り計画策定における金融機関調整
中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援します。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポートします。

③資金繰りの継続サポート
特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。
（①～③における中小企業者の費用は原則不要です。）

事業改善まで一貫してサポート

特例リスケ後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスケジュール計画を含む再生支援を実施します。事業再生計画策定に必要な費用（DD費用など）の中小企業者の負担割合を引き下げます。

※中小企業再生支援協議会とは
中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」として47都道府県に設置されている、**地域における再生支援のプラットフォーム**です。平成15年の設置以来、累計で43,000件以上の相談実績、14,000件以上の支援完了実績があります。

【お問合せ先】
中小企業金融相談窓口：0570-783183
最寄りの中小企業再生支援協議会
以下のURL又は右のQRコードよりご確認ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/200225kyougikai.pdf

日本公庫等や民間金融機関による既往債務の条件変更

既往債務の条件変更とは？

借入金の返済金額や返済方法等の条件について、事業者の方の業況に合わせて当初契約から変更（リスケジュール）することをいいます。具体的には、コロナ前の既往債務や、コロナ禍における実質無利子・無担保融資について、月々の返済を当面の間猶予又は減額したり、返済期限を延長することで、借入金を増やすことなく、手元の資金繰りを緩和することができます。

【手続きの流れ】

返済金額や返済方法等の見直しを希望される場合は、借入をしている政府系金融機関や各民間金融機関にご相談ください。

※政府系金融機関においては、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等の提出を省略することも可能ですので、各機関にご相談ください。

また、条件変更に際して、複数の金融機関との調整が必要な場合等には、中小企業再生支援協議会による「新型コロナ特例リスケジュール支援（21ページ）」がご活用いただけます。

【各金融機関への要請等】

民間金融機関や政府系金融機関に対しては、既往債務の返済猶予などの条件変更について、最大限柔軟に対応すること等について累次にわたって要請を行い、各金融機関では条件変更に柔軟に対応しています。

【お問合せ先】
条件変更に関する具体的なご相談・お問い合わせは、
借入をしている各金融機関の支店等にお願いいたします。

金融機関等への配慮要請

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、関係機関と連携し、昨年2月以降、政府系金融機関等に対して累次にわたって要請を行いました。

１月19日の要請では、大臣名で事業者等の業況を十分に把握した上で、資金繰り支援に引き続き全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応すること、政府系機関においては、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等を省略する等最大限柔軟な対応を行うことなど、資金繰り支援に万全を期すよう、改めて配慮を要請しております。

どんな配慮を要請しているの？（※繰り返し要請している内容は省略）
政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております。

【年末の資金繰りについて（令和２年11月30日）】
①迅速かつ積極的な対応
②適時適切な貸出
③実情に応じた親身な対応
④個人保証の見直し等

【GoToキャンペーンの一時停止を踏まえて（令和２年12月17日）】
①迅速かつ柔軟に対応
②事業者等の実情に応じた最大限の配慮
③売上高要件の緩和

【緊急事態宣言を踏まえて（１月８日）】
①手続きの簡素化等顧客の利便性向上に努めること
②個別企業の実情に応じた最大限の配慮

【新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえて（１月19日）】
大臣から政府系金融機関等に対して、資金繰り支援に引き続き全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応を要請。

なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう、累次にわたって要請を行っております。

【お問合せ先】
中小企業金融相談窓口：0570-783183
金融庁相談ダイヤル：0120-156811（フリーダイヤル）

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

特例緊急経営安定貸付

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは？

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近１ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

【貸付限度額】

2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の７～９割の範囲内）

【貸付利率】

無利子

【償還期間】

貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は６年（いずれも据置期間１年を含む。）

【償還方法】

６ヶ月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】

不要

【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室
平日　9:00～18:00（電話）050-5541-7171

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和２年４月７日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から１年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和２年３月１日以降の借入れが対象となります。

【ご利用いただける方】
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近１か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している小規模企業共済の契約者の方

掛金の納付期限の延長等

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の減額をお選びいただけます。

【ご利用いただける方】
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近１ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している小規模企業共済の契約者の方

①掛金の納付期限の延長
掛金の納付期限を最大６か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。
②掛金月額の減額
掛金月額は、1,000円から７万円の範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室
平日　9:00～18:00（電話）050-5541-7171

新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置について

経営セーフティ共済とは
取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度です。このたび新型コロナウイルス感染症の影響を受けている契約者の皆様に、以下の特例措置を講じています。

共済金の償還（返済）期日の繰下げ

＜償還（返済）中のお客様＞
お客様からのお申し出により、償還期日を繰下げ、共済金の償還を６ヶ月間停止することができます。
※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。
※償還停止期間終了後からは、通常通りの約定償還が開始されます。

＜これから償還（返済）を開始されるお客様（新規含む）＞
お客様からのお申し出により、初回以降の各月の償還期日を繰下げ、償還開始を６ヶ月間遅らせることができます。
※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。
※６ヶ月の据置期間に加え、６ヶ月間の償還期日の繰下げを行うことにより、償還が開始されるのは、借入れから１年後となります。
※受付期限は、前月20日です。（機構必着）
受付期限を過ぎた場合は、翌月分の受付となります。

一時貸付金の返済猶予

＜令和２年４月７日以前に一時貸付金を借り入れたご契約者様＞
令和２年４月７日以前に一時貸付金を借り入れ、令和２年４月７日以降に約定返済日を迎える、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様の一時貸付金について、ご希望により約定返済日から６か月間返済を猶予します。

＜令和２年４月７日以降に一時貸付金を借り入れたご契約者様 ＞
新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様が、新規（令和２年４月７日から令和３年４月７日までの期間）で借り入れた一時貸付金については、ご希望により約定返済日から６ヶ月間返済を猶予します。
※６ヶ月の返済猶予期間中は、違約金（延滞利息）は発生いたしません。
※返済猶予期間の途中であっても、返済あるいは借換をすることが可能ですので、ご希望の方は、下記共済相談室（コールセンター）までお申し出ください。後日、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置について

掛金の納付期限の延長等

＜（a）掛止めをする＞

掛金総額が掛金月額の40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。

※掛止め（a）と掛金月額の減額（b）の手続きを同時に行うことができます。
※掛金の掛止め（a）により掛金納付月数が40か月以下となる場合、解約事由により解約手当金が掛金の額を下回ることがありますのでご注意ください。
お申出により、掛金の納付を再開することもできます。

＜（b）掛金月額を減額する＞

事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。

（月額5,000円まで減額できます。※5,000円単位）

＜（c）掛金の納付期限を延長する＞

令和２年11月分までの掛金の納付期限を延長することができます。延長期間が終了した翌月から、掛金を延長分と当該月の２か月分ずつ納めていただくことになります（ご請求する金額が、通常の倍額となりますのでご注意ください）。

※受付期限は、いずれも毎月５日です。（機構必着）

【各種申請様式・詳細】
新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置の各種申請様式、詳細情報はWEBページをご確認ください。

中小企業基盤整備機構HP（特例措置関連ページ）
https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html

中小企業基盤整備機構HP
（特例措置関連ページ）

【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室
平日　9:00～18:00（電話）050-5541-7171

DBJ・商工中金による危機対応融資

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施します。

（１）危機対応融資

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近１ヶ月間等(注)の売上高【又は過去６ヶ月(最近１ヶ月を含む。)の平均売上高】が前3年のいずれかの年の同期に比し５％以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】

設備資金、運転資金等

【貸付期間】

設備20年以内、運転15年以内

【融資額】

危機対応制度に定める範囲で資金ニーズ等を踏まえて決定

【金利】

期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金利情勢等に応じて決定
（中堅企業に対しては、当初３年間▲0.5%の利下げ）

（２）資本性劣後ローン

今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業継続を支援します
※中堅企業に対しては、当初３年間▲0.5%の利下げ

【お問合せ先】

日本政策投資銀行お問い合わせ先（新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口）0120-598-600

商工組合中央金庫相談窓口　0120-542-711

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

【給付額】
法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**
※ただし、昨年１年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法
前年の総売上(事業収入) ― (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【給付対象の主な要件】
①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
③法人の場合は、
（Ⅰ）資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
（Ⅱ）上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2,000人以下である事業者。

【申請サイト】「持続化給付金」の事務局HP
・８月31日までに申請の方
→ https://www.jizokuka-kyufu.jp
・９月１日以降に申請の方
→ https://jizokuka-kyufu.go.jp/

【申請要領・よくあるお問合せ等】
上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認いただけます。
経済産業省HP（持続化給付金）
https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html

【お問合せ先】 持続化給付金事業 コールセンター

８月31日までに申請の方	**９月１日以降に申請の方**
直通番号：0120-115-570	直通番号：0120-279-292
IP電話専用回線：03-6831-0613	IP電話専用回線：03-6832-6631

受付時間：8:30～19:00（土曜祝日を除く日～金曜日）

持続化給付金

【申請サポート会場】
持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。必要書類のコピーをご持参の上、お越し下さい。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。開催場所一覧は、経済産業省HPで公開中です。
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support_202101.pdf

▶ 事前予約の方法
予約方法は、①Web予約、②電話予約（オペレーター対応）がございます。

①Web予約
「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。
https://jizokuka-kyufu.go.jp/support/index.html

②電話予約（オペレーター対応）
事務局コールセンターにて、申請サポート会場の予約も受け付けております。
0120-279-292
受付時間：8：30~19：00　日曜～金曜（土曜・祝日を除く）

その他、申請サポート会場にお持ちいただく資料などの詳細は、「持続化給付金」の事務局HPをご確認ください。

【持続化給付金の事務局HP（９月１日以降に申請の方向け）】
https://jizokuka-kyufu.go.jp/

【重要なお知らせ】
持続化給付金については、必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情がある方の書類の提出期限を令和３年２月15日まで申請期限を延長しました。
書類の提出期限延長を希望される方は、令和３年１月31日までに書類の提出期限延長をお申し込みください。

※一定の要件を満たす方が対象となりますので、詳細については以下のページよりご確認ください。
https://jizokuka-kyufu.go.jp/news/20210114.html

家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした５月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

【給付対象者】
中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、５～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。
①いずれか１カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
②連続する３カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額・給付率】
申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）の６倍（6カ月分）。

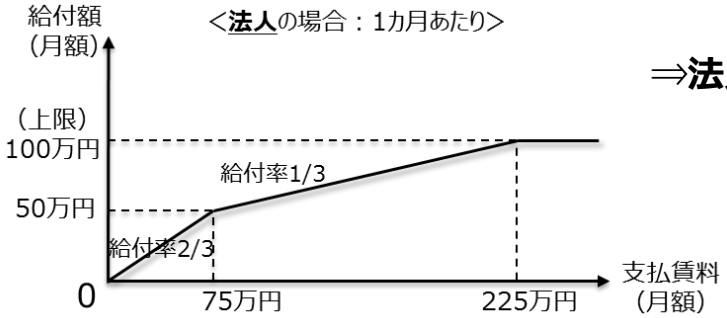

⇒法人は最大600万円

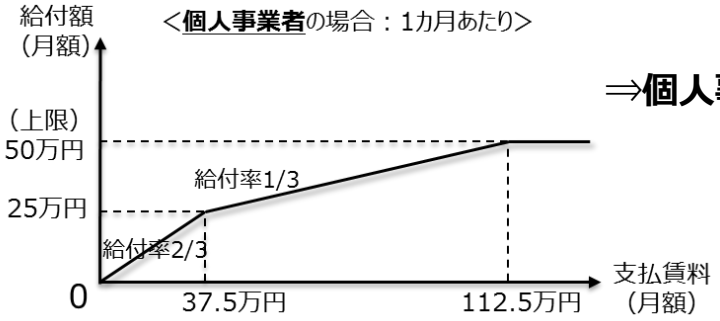

⇒個人事業者は最大300万円

【申請サイト】
https://yachin-shien.go.jp/index.html

また、よくあるご質問を
https://yachin-shien.go.jp/faq/index.html
にまとめておりますので、ご参照ください。

※また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、自治体でも家賃支援を行っている場合があります。各自治体の支援策をあわせてご確認ください。

家賃支援給付金

【申請サポート会場】
家賃支援給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」の一覧は、こちらをご覧ください。
https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/support_list.pdf

「申請サポート会場」では、「申請補助シート」に基づいて、補助員が電子申請の入力サポートを行います。ご記入の上、申請サポート会場までお持ちください。

なお、「申請サポート会場」は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、事前の来訪予約が必要となっています。

申請補助シートの印刷や来訪予約は、こちらをご覧ください。
https://yachin-shien.go.jp/support/index.html

上記サイトからのご予約を基本としていますが、インターネットを利用したご予約が難しい方向けに電話予約も受け付けています。会場・商工会議所へのお問い合わせはご遠慮ください。電話番号はお間違えのないようにお願いいたします。

「家賃支援給付金　申請サポート会場　電話予約窓口」
0120-150-413　受付時間：9:00～18:00（土日・祝日を含む）

【資料のダウンロード】
申請要領や給付規定、その他申請に必要な書類は、
https://yachin-shien.go.jp/downloads/index.html
からダウンロードすることができます。

【重要なお知らせ】
家賃支援給付金の申請期限は、当初、令和３年１月15日までとしておりましたが、令和３年１月以降の新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、令和３年２月15日（月）24時まで申請期限を延長しました。まだ申請がお済みでない方は、申請書類の準備が困難であったことについて、簡単な理由を添付して、２月15日の申請期限までに申請を完了ください。
詳細については以下のページよりご確認ください。
https://yachin-shien.go.jp/news/20210114_02/index.html

【お問合せ先】
家賃支援給付金 コールセンター
TEL：0120-653-930　時間：8:30～19:00（土・祝日除く）

中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

【対象】

1. 申請前の**直近６ヶ月間**のうち、**任意の３ヶ月の合計売上高**が、コロナ以前の同３か月の合計売上高と比較して**10%以上減少している中小企業等**。
2. 事業計画を**認定支援機関や金融機関と策定**し、**一体となって**事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後３～５年で、
   付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は
   従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

【補助金額・補助率】

	補助金額	補助率
中小企業（通常枠）	100万円以上**6,000万円**以下	**2/3**
中小企業（卒業枠）※１	6,000万円超～**１億円**以下	**2/3**
中堅企業（通常枠）	100万円以上**8,000万円**以下	**1/2**（4,000万円超は１/３）
中堅企業（グローバルV字回復枠）※２	8,000万円超～**１億円**以下	**1/2**

※１．**中小企業（卒業枠）**：400社限定。
計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※２．**中堅企業（グローバルV字回復枠）**：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。
①直前6カ月間のうち、任意の３カ月の合計売上高が、コロナ以前の同３カ月の合計売上高と比較して、**15%以上減少**している中堅企業。
②事業終了後３～５年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率**5.0%以上増加**を達成すること。
③グローバル展開を果たす事業であること。

【補助対象経費】

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等。
※補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

■公募スケジュール　未定（詳細決まり次第、HP等で公表します。）

※**jGrants（電子申請システム）**での申請受付を予定しています。**GビズIDプライムの発行に２～３週間要する場合があります**。申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします（p.82をご覧ください）。
※**認定支援機関**は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm

【お問合せ先】 中小企業庁　経営支援部　技術・経営革新課
TEL：03-3501-1816
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を行う事業者を支援します。

生産性革命推進事業における、「ものづくり補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」の３つの補助事業については、**「通常枠」**に加え、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和２年度第一次・二次補正で措置した特別枠を**「新特別枠」**（低感染リスク型ビジネス枠）に改編します。（特別枠は令和２年１２月に募集を終了しました）

①ものづくり補助金

➢ 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【通常枠】 補助上限：1,000万円 補助率：中小１/２、小規模２/３

【新特別枠】 補助上限：1,000万円 補助率：２/３(※)

②持続化補助金

➢ 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【通常枠（注）】 補助上限：50万円 補助率：２/３

【新特別枠】 補助上限：100万円 補助率：３/４（※）

注：通常枠（令和３年２月５日締切り分）については以下を別枠として上乗せ

【事業再開枠】 補助上限：50万円 定額（10/10）

【追加対策枠】 補助上限：50万円

③IT導入補助金

➢ ITツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】 補助上限：30～450万円 補助率：１/２

【新特別枠】 補助上限：30～450万円 補助率：２/３（※）

※「新特別枠」は令和２年度第３次補正予算の成立が前提となります。今後内容等が変更になることもありますので、予めご了承ください。

■各補助事業の公募スケジュール

①ものづくり補助金	通常枠：公募中、２月19日（金）17時 新特別枠：未定（詳細が決まり次第公表します）
②持続化補助金	通常枠：公募中、２月５日（金）当日消印有効 新特別枠：未定（詳細が決まり次第公表します）
③IT導入補助金	通常枠：未定（詳細が決まり次第公表します） 新特別枠：未定（詳細が決まり次第公表します）

※詳細は各補助金ページ（35～38ページ）を参照ください

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を行う事業者を支援します。

■低感染リスク型ビジネス枠における各補助金の拡充内容

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 （設備導入、システム構築）	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円（※）・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 （IT導入）	450万円・1/2	450万円（※）・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

■事業再開枠の対象　（持続化補助金（通常枠・２月５日締切り分））

※業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費

- **消毒、マスク、清掃**
- **飛沫防止対策**（アクリル板・透明ビニールシート等）
- **換気設備**
- **その他衛生管理**（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等）
- **掲示・アナウンス**（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
https://seisansei.smrj.go.jp

【各補助金に関するお問合せ】
34～37ページに記載の各補助金お問合せ先にお願いいたします。
【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】
中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業　コールセンター
※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。
メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp
生産性革命推進事業　コールセンター：03-6837-5929

①ものづくり補助金

基本情報

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

対象　　：中小企業・小規模事業者　等
補助上限：原則1,000万円
補助率　：【通常枠】　補助率：中小１/２、小規模２/３
　　【新特別枠】補助率：２/３

※ 詳細は32、33ページ参照
※ 新特別枠では、広告宣伝・販売促進費も補助対象となります。

想定される活用例

（通常枠）
・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発する
・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入する

（新特別枠）
・AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の対人接触を減じることに資する製品を開発する

公募スケジュール（５次締切）（通常枠）

申請開始：２月２日（火）17時（公募要領公開中）
申請締切：２月19日（金）17時
※新特別枠については詳細が決まり次第公表します。

ものづくり補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【ものづくり補助金（通常枠）についてのお問合せ先】
ものづくり補助金事務局
http://portal.monodukuri-hojo.jp/
電話番号：050-8880-4053　（10:00～17:00（土日祝日除く））
公募要領に関するお問合わせ：monohojo@pasona.co.jp
電子申請システムの操作に関するお問合わせ：
monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

【ものづくり補助金（新特別枠）についてのお問合せ先】
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
https://seisansei.smrj.go.jp
中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業　コールセンター
※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。
メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp
生産性革命推進事業　コールセンター：03-6837-5929

②-1 持続化補助金（通常枠）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者　等
補助上限：50万円、補助率：２/３
上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。
・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）
・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：２/３または定額（10/10）
※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）の要件緩和（当面の間、2020年創業者については創業の事実は登記簿又は開業届の写しにより確認）
※「事業再開枠」の取組は令和２年５月14日以降に実施した取組まで遡って補助。
※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

想定される活用例

・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。
・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版WEBサイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

公募スケジュール

４次締切：令和３年２月５日（金）当日消印有効

※４次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います（制度内容、予定は変更する場合がございます）。

持続化補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助金（通常枠）についてのお問合せ先】

全国商工会連合会　http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
電話番号：03-6670-2540
受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

日本商工会議所　https://r1.jizokukahojokin.info/
電話番号：03-6447-2389
受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）

②-2 持続化補助金
（低感染リスク型ビジネス枠）

小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援。

基本情報

対象：小規模事業者　等
補助上限：100万円（※）、補助率：３/４
※補助対象経費のうち１/４を上限として感染防止対策費（注）を支援
　　注：対象は35ページに記載の「事業再開枠の対象」と同様

想定される活用例

・飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。
・旅館業が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト可能にするための商品開発を実施。

※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠の持続化補助金のみで対象となる。

公募スケジュール

詳細が決まり次第公表します。

持続化補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
https://seisansei.smrj.go.jp

中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業　コールセンター
※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。
メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp
生産性革命推進事業　コールセンター：03-6837-5929

③ＩＴ導入補助金

ITツール導入による業務効率化等を支援。

基本情報

対象　：中小企業・小規模事業者　等
補助額：30～450万円
　※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は30万円～150万円
補助率：通常枠　1/2
　　低感染リスク型ビジネス枠　2/3

想定される活用例

・中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等を導入する

（通常枠の導入例）
・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。
・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。

（低感染リスク型ビジネス枠の導入例）
・顧客対応業務や決済業務、会計管理業務における顧客と従業員同士の間における接触機会を低減し、より効率的に実施できるような「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」の同時導入。
・テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入。

公募スケジュール　未定（詳細が決まり次第公表します）

IT導入補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトで公開予定です。

【IT導入補助金（通常枠）についてのお問合せ先】
サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト
https://www.it-hojo.jp/
または右のQRコードよりご確認ください。
電話番号：0570-666-424
※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。
受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

【IT導入補助金（低感染リスク型ビジネス枠）についてのお問合せ先】
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）
https://seisansei.smrj.go.jp
中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業　コールセンター
※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。
メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp
生産性革命推進事業　コールセンター：03-6837-5929

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援します。

基本情報

対象　：大企業・中小企業等
補助率：大企業１/２以内、中小企業等２/３以内　等
補助対象経費：建物・設備の導入費　等

事業イメージ

(1) 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備

(2) 国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の生産拠点等整備

公募スケジュール

公募開始：令和２年５月22日
先行審査受付締切：令和２年６月５日
公募受付締切：令和２年７月22日（締め切りました）

※次回の公募については、詳細が決まり次第、お知らせします。

【お問合せ先】
サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局
みずほ情報総研（株）社会政策コンサルティング部
TEL：03-6825-5476　FAX：03-6826-5060
受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日を除く）
E-mail：kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp

【WEBサイト】
https://www.mizuho-ir.co.jp/topics/supplychain/index.html

海外サプライチェーン多元化等支援事業

製品・部素材の海外製造拠点の複線化等、サプライチェーン強靭化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援します。

基本情報

補助対象：企業によるASEAN諸国等への設備投資・
実証事業・事業実施可能性調査

補助率　：中小企業等グループ 3/4、
中小企業 2/3、大企業 1/2に
補助率調整指数（20%～100%）を乗じた率以内

イメージ図

製品供給元及び部素材製造拠点の多元化

製品・部素材を海外から輸入

災害等により供給途絶
← **主要供給国の工場**
製品及び部素材の供給
← **複線化国の工場**

公募スケジュール

公募予定：詳細が決まり次第、お知らせします。

【お問合せ先】
➢（独）日本貿易振興機構
海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局
HP：https://www.jetro.go.jp/services/supplychain
※専用フォームよりお問い合わせください

TEL：03-3582-5410
受付時間：09:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）
E-mail: SCS@jetro.go.jp

➢経済産業省　貿易経済協力局　貿易振興課
TEL：03-3501-6759（直通）
受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

非対面・遠隔の海外展開支援事業（越境EC）

海外への渡航が制限されるなかでも、海外に日本産品を輸出できるよう、ジェトロが海外ECサイトでの日本産品の販売を支援します。

制度の仕組みを教えてほしい

ジェトロが海外のECサイトに「ジャパンモール」を設置し、日本の商品の販売促進を行います。

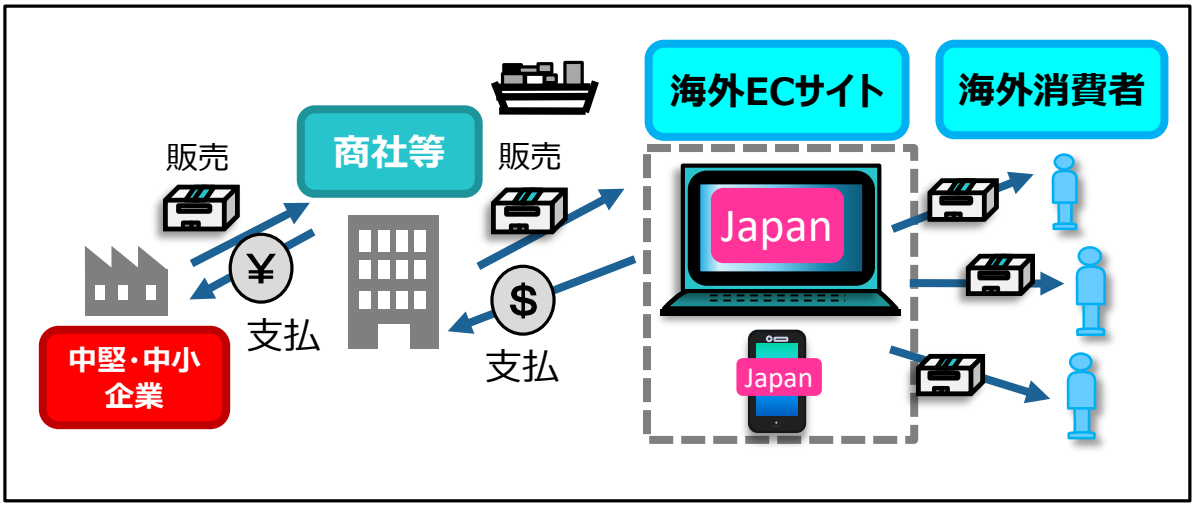

どうすればECサイトで商品を販売できるの？

ジェトロに商品情報を登録してください。登録されたものから、海外のECサイトが売りたい日本産品を選定し買取り、海外消費者に販売します。

出品したものの、売れなかった場合はどうなるの？

ECサイトが買い取るため、返品リスクがありません。また海外ECサイトの調達拠点は日本にあるので、日本国内の取引で完了します。

【お問合せ先】
ジェトロデジタル貿易・新産業部 EC・流通ビジネス課
電話：03-3582-5227

ジェトロ国内事務所一覧
URL：https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/

Go To商店街事業

３密対策等の感染拡大防止対策を徹底しながら、ウィズコロナの状況に対応していくために商店街等が行うオンライン活用事業、新たな商材開発やプロモーション制作など、「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援します。

各地域で、消費者や生産者との接点を持つ「商店街」が、率先して「地元」の良さの発信や、地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じて商店街の活性化につなげることがねらいです。

【対象事業者】
・商店街等（中小小売業・サービス業のグループ等）
　※商店街、飲食店街、温泉組合　等

【対象事業】
・消費者や生産者が、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施（オンラインを活用したイベント実施も含む）
・地域の良さの再発見を促すような、新たな商材の開発やプロモーションの制作

【上限額】
・事業実施にかかる費用の実費分について、１申請当たり、以下の上限額まで支援します。
　定額を超えた額については、商店街等が１/２を自己負担となります。
　①１者による単独申請
　　１申請当たり300万円上限（200万円まで定額支援）
　②２者連携による申請
　　１申請当たり700万円上限（300万円まで定額支援）
　③３者以上の連携による申請
　　１申請当たり950万円上限（500万円まで定額支援）

【公募期間】
・調整中

制度概要については、以下のURLからご確認ください。

【詳細URL・お問合せ先】
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/hosei3.html
中小企業庁　経営支援部　商業課：０３-３５０１-１９２９

下請取引配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業に対し、配慮を求める要請文を、業界団体等（約1,100団体）を通じて、親事業者に発出。※２月14日、３月10日の２回要請を実施。

どんな配慮を要請しているの？

【取引上のしわ寄せ防止（令和２年２月14日）】

①サプライチェーンの毀損等を理由にして、通常支払われる対価より低い下請代金の設定を行わないこと。

②適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託を行わないこと。

③下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

【納期や支払い等への一層の配慮（令和２年３月10日）】

①納期に遅れる可能性に留意し、納期に関し柔軟な対応を行うこと。

②原材料価格等の高騰及び短納期によるコスト増を踏まえ、適正なコスト負担を行うこと。

③下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、迅速な支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること。

④発注の取消・変更を行う際には、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？

【お問合せ先】
下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、業界団体を通じて要請。

どんな配慮を要請しているの？

【取引上の適切な配慮】

①新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、契約を変更する場合には、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと。

（適正な対応の例）

- 一方的に契約の変更を行うのではなく、変更の内容について、契約の相手方である個人事業主・フリーランスの同意を得た。
- 契約の変更に際し、当該変更によって新たに個人事業主・フリーランスに発生する費用を報酬額に上乗せした。
- 契約の変更（一部解除）に際し、既に個人事業主・フリーランスに発生している費用を負担した。

②個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと。

③個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、休校に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？

【お問合せ先】
下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

官公需における配慮要請

官公需の発注にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、特段の配慮を行うよう、令和２年３月３日に各府省等へ配慮要請を発出。

どんな配慮を要請しているの？

①柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払
中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、例えば翌年度にわたる納期の変更など、年度末等の納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、支払時期については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めること。

②適切な予定価格の見直し
新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うこと。

③各府省等の官公需相談窓口における相談対応
各府省等の官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応すること。

【お問合せ先】 各府省等の官公需相談窓口
以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kuni/sodan_ichiran.html

下請Ｇメンによる実態把握

全国で120名の下請Gメンが中小企業を訪問し、取引上のお困りごとについてヒアリング。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、取引状況の変化やその影響など実態を把握し、政府の対策に活用。

どのように活用されるの？

例えば、ヒアリングを通じて、以下の様な声をいただいております。
こうしたお声を、政府の対策の検討に活用しています。

■放送コンテンツ産業
「３月に予定していたイベントが全て中止、売上の目途が立たない。」

■産業機械製造業
「中国からの部品供給の停滞により、代替製造の依頼がある。なかには短納期の仕事もある上に、残業代を下請代金に上乗せしても、利益があがらない。」

■建設機械製造業
「人手不足の影響から少ない従業員で経営していたところ、今、従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患すると、工場の稼働を止めざるを得ず、倒産の危機に直面する可能性がある。」

また、ヒアリングにおいて、親事業者による買いたたきなど不当な行為を把握した場合には、下請法等に基づき、厳正に対処します。

上記はあくまで一例です。ヒアリングにご協力いただける場合は、下請Gメンヒアリング担当までご連絡ください。

【お問合せ先】各経済産業局 下請Gメンヒアリング担当

北海道	011-700-2251	中部	052-589-0170	四国	087-883-6423
東北	022-217-0417	近畿	06-6966-6037	九州	092-482-5450
関東	048-600-0324	中国	082-224-5745	沖縄	098-866-1755

または、中小企業庁 取引課 取引調査班 03-3501-3649

事業承継・事業引継ぎ推進事業

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代へ引き継ぐため、事業承継・引継ぎを支援するとともに、事業承継・引継ぎ後に行う新たな取組等を支援します。

1．事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組（設備投資、販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）の一部を補助します。

支援類型		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
創業支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	400万円	200万円
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	800万円	200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		2/3	400万円	200万円 （売り手のみ）

また、中小企業が事業承継・引継ぎを検討する機会を提供する説明会等の実施を支援します。　※説明会等の開催方法等については、開催時における政府や開催地自治体のイベント開催に関する方針に従うこととします。

2．承継トライアル実証事業

実証事業により、後継者に求められる素養・能力と、それらを習得するために必要な後継者教育の型を明らかにします。

3．事業引継ぎ支援センターの支援体制の整備

事業者のニーズに対して適切な相談対応やマッチング支援を行うため、全国47都道府県の事業引継ぎ支援センターの支援体制を整備します。

＜支援内容＞

① 事業引継ぎに関する経営上の課題抽出と解決に向けたサポート、情報提供
② 後継者不在企業と引継ぎ希望企業／創業希望者とのマッチング支援
③ 事業引継ぎを行う金融機関、仲介業者等の登録機関への紹介
④ 専門家派遣による利用企業へ寄り添った最適な支援

【お問合せ先】　中小企業庁　事業環境部　財務課　03-3501-5803

最寄りの事業引継ぎ支援センターは、
以下のURL又は右のQRコードよりご確認ください。
https://shoukei.smrj.go.jp/contact/

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。

1．資本性劣後ローン

日本公庫及び商工中金等において、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関等からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】
貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者
① J-Startupに選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
② 再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者
③ 事業計画を策定し※、民間金融機関等による協調支援を受ける事業者
※国民事業については、原則認定支援機関の経営指導を受けて事業計画を策定した事業者
貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）
貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）※5年を超えれば期限前弁済可能

	当初3年間及び4年目以降赤字	4年目以降黒字	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小事業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	1.05%	3.40%	4.80%

2．中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した地域の核となる企業の倒産・廃業を防ぐため、官民ファンドによる出資やハンズオンでの経営支援等により、経営力の強化とその後の成長を全面サポートします。

3．中小企業再生ファンド

過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。

また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

（ファンドの基本的なスキーム）

【お問合せ先】
1．資本性劣後ローン
日本公庫　＜平日＞0120-154-505、＜土曜＞0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
商工中金　＜平日・土曜＞　0120-542-711
2．中小企業経営力強化支援ファンド　及び　3．中小企業再生ファンド
中小企業金融相談窓口　0570-783183　※平日・土日祝日 9:00～17:00

感染症対策を含む
中小企業強靭化対策事業
（ハンズオン支援令和２年９月2日～受付）

中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援します。

「事業継続力強化計画」認定制度とは？

中小企業等が、**自然災害等への事前対策をまとめた計画を、経済産業大臣が認定する制度**です。自然災害等リスクの認識や発災時の初動対応手順、人・モノ・カネ・情報等に対する事前の準備、訓練などの実行性を確保する取組などを記載していただきます。

認定を受けた事業者には、**税制優遇や金融支援**などの支援策が講じられます。
（詳細はページ下部「「事業継続力強化計画」について」を参照）

今後以下の取組を実施する予定です。

①感染症対策を盛り込んだ「事業継続力強化計画策定の手引き」を更新

「事業継続力強化計画策定の手引き」について、感染症対応等の記載例や説明等のコンテンツを追記し、更新しました。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/kyoka_tebiki.pdf

②新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定をハンズオン支援。

新型コロナウイルス感染症対策や、台風、地震等の自然災害等への事前の対策に知見を持つ支援人材を、事前の対策を検討する中小企業者等に無料で派遣し、「事業継続力強化計画」等の事前の計画策定の支援を行います。
ご希望の方は、以下URLよりお申し込みください。
→https://kyoujinnka.smrj.go.jp/tandoku/

【参考ページ】
「事業継続力強化計画」について
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm

新型インフルエンザ対策のための事業継続計画
https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？
経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【特例の対象となる事業者】
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】※**下線が令和２年４月１日から令和３年２月28日までの休業等に適用**
（※その他は休業等の初日が令和２年１月24日から令和３年２月28日までの場合に適用）

○助成内容・対象の大幅な拡充
① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業**4/5**、大企業**2/3**）
② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業**10/10**、大企業**3/4**）
※助成額の上限を対象労働者１人１日当たり**15,000円**に引き上げ
③ 教育訓練を実施した場合の**加算額の引き上げ**
（**中小企業2,400円、大企業1,800円**）
④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が６か月未満の労働者も助成対象
⑤ **１年間に100日の支給限度日数とは別枠**で利用可能
⑥ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**に

○受給要件の更なる緩和
⑦ **生産指標の要件を緩和**（対象期間の初日が令和２年４月１日から令和3年2月28日までの間は、**５％**減少）
⑧ 最近３か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
⑩ 事業所設置後１年以上を必要とする要件を緩和
⑪ **休業規模の要件を緩和**
⑫ **出向要件を緩和**（「３か月以上１年以内」を「**１か月以上**１年以内」に）

○活用しやすさ
⑬ 短時間一斉休業の要件を緩和
⑭ 残業相殺制度を当面停止
⑮ 生産指標の比較対象となる月の幅を拡大
（前々年の同月または前月から前年同月のうちの適切な１か月との比較）
⑯ **申請書類の大幅な簡素化**
⑰ **休業等計画届の提出が不要**
⑱ **オンライン申請の受付**

【お問合せ先】
最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間　9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇調金ページ

雇用調整助成金の特例措置

更なる手続きの簡素化
オンライン申請受付

雇用調整助成金の手続を大幅に簡素化し、オンラインによる申請受付も開始します。また、記入の仕方が分かるマニュアルも作成しました。

マニュアル：
https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631526.pdf

【更なる簡素化の内容1】実際の休業手当額による助成額の算定

雇用調整助成金の助成額は、これまで「平均賃金額」を用いて算定していましたが、**小規模の事業主（従業員が概ね20人以下）については「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定できるようになりました。**

「助成額」＝「実際に支払った休業手当額」×「助成率」

【更なる簡素化の内容2】休業等計画届出の提出が不要に

休業等計画届について、申請手続の更なる簡略化のため、**初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続としています。**

※休業等計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出していただきます。

【更なる簡素化の内容３】助成額の算定方法の簡素化

小規模の事業主以外の事業主についても、支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡素化しました。

①「平均賃金額」を「源泉所得税」の納付書で算定できます

平均賃金額の算定は、これまで「労働保険確定保険料申告書」を用いて算定していましたが、「源泉所得税」の納付書により算定できるようになります。

一人当たり「平均賃金額」＝納付書の「支給額」÷「人員の数」

②「所定労働日数」の算定方法を簡素化します

年間所定労働日数は、これまで過去１年分の実績を用いて算出していましたが、休業実施前の任意の１ヶ月分をもとに算定できるようになります。

「年間所定労働日数」＝「任意の１か月の所定労働日数」×12

【雇用調整助成金のオンライン申請】
オンラインでの申請も受け付けています。

オンライン申請URL：
https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/

新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

7月10日から、郵送での受付を先行して開始しました。また、オンラインでの申請も可能とする予定ですが、引き続きシステム開発を行っていますので、別途御連絡いたします。

【対象者】

令和２年10月１日から令和３年２月28日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払いなし）した中小企業の労働者

【支援金額の算定方法】

①１日当たり支給額（11,000円が上限）× ②休業実績

※①②の算定方法は以下の通り

①：休業前の１日当たり平均賃金額 × 80%

②：各月の日数（30日又は31日）－ 就労した又は労働者の事業で休んだ日数

【手続方法】

１．申請方法

郵送 （オンライン申請も準備中）

（労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能）

２．必要書類

①申請書

②支給要件確認書 ※

③本人確認書類

④口座確認書類

⑤休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの

※事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。

事業主の協力が得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付。

（この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。）

【実施体制】

都道府県労働局において集中処理

問い合わせを受け付けるコールセンターを設置

【お問合せ先】

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

0120-221-276 受付時間：月～金 8:30～20:00

土日祝 8:30～17:15

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（小学校休業等対応助成金）（労働者に休暇を取得させた事業者向け）

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】
①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】
休暇中に対象労働者に支払った賃金相当額　×　10/10
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（上限額15,000円）

【適用日】
令和２年10月１日～令和３年３月31日の間に取得した休暇
※日曜日や夏休みなど、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

【お問合せ先】
学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
（電話）0120-60-3999　受付時間　9:00～21:00（土日・祝日含む）

詳細は、新型コロナ　休暇支援 で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。

小学校等の臨時休業に対応する保護者支援
（小学校休業等対応支援金）
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの。

【対象者】
①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども

【一定の要件】
- 小学校等の臨時休業等の前に業務委託契約等を締結していること
- 小学校等の臨時休業等により、子供の世話を行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日に仕事ができなくなったこと

【支給額】
仕事ができなかった日について、１日当たり7,500円（定額）

【適用日】
令和２年10月１日～令和３年３月３１日
※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

【お問合せ先】
学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
（電話）0120-60-3999　受付時間　9:00～21:00（土日・祝日含む）

詳細は、臨時休業　個人委託 で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。

個人向け緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。また、万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化します。

■ 緊急小口資金

➡ 一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少が あり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

【貸付上限】

・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内

・その他の場合、10万円以内

【据置期間】１年以内 **【償還期限】**２年以内 **【貸付利子】**無利子

■ 総合支援資金（生活支援費）

➡ 生活の立て直しが必要な方（主に失業された方等）が対象。

特例措置の内容

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

【貸付上限】（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内

※貸付期間は原則３月以内

【据置期間】１年以内 **【償還期限】**10年以内 **【貸付利子】**無利子

※総合支援資金（生活支援費）については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。

※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮します。

【お問合せ先】

お住まいの市町村社会福祉協議会（社協）

※多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認下さい。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。

休業や労働時間変更への対応

新型コロナウイルス感染症に関連して、労働者を休ませる場合の措置や労働時間の考え方についてのQ&Aを厚生労働省でまとめております。

どんな情報が確認できるの？

感染防止に向けた柔軟な働き方
・テレワークの導入
・時差出勤の導入　　など

労働者を休ませる場合に講ずべき措置（休業手当、特別休暇など）
・感染した方の休業や発熱などがある方の自主休業の手当
・年次休暇と病気休暇の取り扱い
・パートタイム／外国人等への適用　　など

労働時間の減少や増加への対応（変形労働時間制、３６協定の特別条項など）
・変形労働時間制の導入や変更、解約
・36協定の特別条項
・労働基準法第33条の適用　　など

詳しくは、以下のQRコードまたは厚生労働省ＨＰから「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」をご覧ください。

【お問合せ先】
厚生労働省：03-5253-1111（代表）
詳細は、新型コロナ　Q&A　で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。

都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮

都道府県労働局及び労働基準監督署において、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響に配慮すること等を徹底するよう、厚生労働大臣から事務次官に対して指示し、事務次官から依命通達を発出。

1．中小企業等への配慮

労働施策基本方針における「その他の事情」には、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響も含まれることを明確化。

○労働施策基本方針（平成30年12月28日閣議決定）（抄）

（略）中小企業等における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情に配慮し中小企業等の立場に立った対応を行い、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に係る違反が認められた場合においても、当該中小企業等の事情を踏まえ、使用者に対し自主的な改善を促していく。

2．労働基準法第33条の解釈の明確化

新型コロナウイルス対策のためのマスクの増産等について、労働基準法第33条第１項（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の延長）の対象となり得ることを明確化。

3．１年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化

１年単位の変形労働時間制を採用している事業場において、新型コロナウイルス感染症対策のため、当初の予定どおりに制度を実施することが企業の経営上著しく不適当と認められる場合には、特例的に、期間の途中であっても、労使協定を締結し直すこと等も可能であることを示した。

4．36協定の特別条項の考え方の明確化

36協定届に繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症によるものであると明記されていなくとも、特別条項の理由として認められ得ることを明確化。

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口一覧または、右のQRコードよりご確認ください。

外国人の在留資格取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、外国人の在留資格の取扱いを変更します。

どんな変更をしているの？

①「在留資格認定証明書」※の有効期間延長

「在留資格認定証明書」について、通常は「３か月間」有効であるところ、令和元年10月１日以降、令和３年１月29日までに作成されたものについては、入国制限措置が解除された日から６か月又は令和３年４月30日までのいずれか早い日まで有効としています。この変更により、上記期間が過ぎるまで、在留資格認定証明書をビザ等の申請に使うことができるようになります。

※在留資格認定証明書は、外国人が日本で行おうとする活動（就労など）について、地方出入国在留管理局が事前に審査し、条件に適合すると認められる場合に交付。証明書の提示により、ビザの審査が迅速に行われる。
※3か月以上過ぎてから在留資格認定証明書を使う場合は、企業などが、「予定通りの活動ができること」を記載した書類を出す必要がある。
※入国制限措置が解除された日とは，滞在中の国・地域の「上陸拒否」及び「既に発給された査証の効力停止」のいずれも解除された日をいう。

（参考）法務省HP
入国制限措置解除日に係る国・地域について
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00155.html

②技能実習生の在留資格変更手続き

- 本国への帰国が困難な場合、「特定活動（６か月・就労可）」又は「特定活動（６か月）・就労不可」への在留資格変更が可能です。
- 試験の取りやめなどで、技能実習の次の段階(２号又は３号)へ移行できない場合、「特定活動(４か月・就労可)」への在留資格変更が可能です。
- 技能実習２号を修了後、特定技能1号への移行に時間がかかる場合、「特定活動(４か月・就労可)」への在留資格変更が可能です。

（参考）法務省HP
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html

技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について（Q&A）
http://www.moj.go.jp/content/001319087.pdf

【お問合せ先】
最寄りの地方出入国在留管理官署
以下のURLもしくは、右のQRコードよりご確認ください。
http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html

テレワークに関する情報提供

感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。
テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。

1．テレワーク導入事例の紹介

テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。

○業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。（製造業）

○持ち帰り専用のノートPCから社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、WEB会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。（サービス業）

これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。
テレワーク関連情報もまとめて掲載されておりますので、ご確認ください。

①テレワーク情報サイト（総務省）

テレワーク情報サイト で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

②テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）

テレワーク総合ポータルサイト で検索、
または右QRコードよりご確認ください。

2．テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークに関する様々な相談に無償で対応しています。

平日9:00～20:00（土日祝日除く）
電 話：0570-550348（ナビダイヤル）
メール：sodan@japan-telework.or.jp

テレワークにかかる専門家からの指導・助言

1．テレワークマネージャー相談事業（総務省）

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、テレワークの導入に関するアドバイス等を実施します。

【相談実施期間】令和３年３月31日まで
【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担
※新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間は、WEB・電話相談を実施します(テレワークマネージャーの派遣による相談の再開時期等は、別途、総務省HPでお知らせします。)。

テレワークマネージャー相談事業（総務省）

テレワークマネージャー相談事業 で、検索
または右のQRコードよりご確認ください。

2．テレワーク・サポートネットワーク事業（総務省）

全国各地の中小企業等へのテレワーク導入促進のため、地域の中小企業を支える団体と協力し、テレワークの相談・問合せ対応や、相談会等を実施することで各地域におけるテレワークの導入をサポートします。

テレワーク・サポートネットワーク事業（総務省）

テレワーク・サポートネットワーク事業 で、検索
または右のQRコードよりご確認ください。

3．中小企業デジタル化応援隊事業（再掲）

中小企業のデジタル化・IT活用の専門的なサポートを充実させるため、フリーランスや兼業・副業人材等を含めたIT専門家を「中小企業デジタル化応援隊」として選定し、その活動を支援します。

中小企業デジタル化応援隊事業

中小企業デジタル化応援隊事業 で、検索
または右のQRコードよりご確認ください。

テレワーク設備導入にかかる費用の支援

1．働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）（厚労省）

新たにテレワークを導入した中小企業事業主に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

詳細・応募方法はこちらのQRコードよりご確認ください。
新型コロナウイルス感染症
対策のためのテレワークコース

2．IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（39ページ参照）

3．税制面での支援

①少額減価償却資産の特例

中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能です。

②中小企業経営強化税制

「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の７％（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除がご活用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

中小企業税制パンフレット で検索、または右のQRコードよりご確認ください。※税制パンフレット９、22ページに記載しております。

現地進出企業・現地情報及びジェトロ相談窓口

ジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する様々な情報を紹介しています。

①新型コロナウイルス特集ページの開設

世界各地の新型コロナウイルス感染症関連情報について、随時更新される以下特設ウェブサイト「新型コロナウイルス感染拡大の影響」に、ジェトロ海外事務所を通じて収集した最新情報を掲載しています。同サイトでは、地域別に情報を掲載しており、検索も容易です。また、「基本情報」、「動画解説」、「オンデマンド配信セミナー」、「企業に対する支援策」、「関連リンク」など各種の関連情報も発信しています。

詳細は、ジェトロ で検索、または
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/

②新型コロナウイルス関連海外ビジネス相談窓口

ジェトロでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する海外ビジネスに関連した相談窓口を設置しています。

平日　9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日除く）
03-3582-5651

例えば、こんなご相談をいただいています。
（１）新型コロナウイルス感染拡大による輸送ルートへの影響について
（２）マスク、防護服、体温計、検査キットなどの輸出入手続きについて

外国企業、在日外資系企業向け多言語ヘルプラインもございます。

平日9:00～18:00（土日休日を除く）
（日本語）+81-(0)3-6628-7261
（英語）　+81-(0)3-6628-7264
（中国語）+81-(0)3-6633-6946
詳しくはこちら：https://www.jetro.go.jp/invest/helpline.html

貿易保険による支援策

貿易保険とは？
貿易保険は日本企業が行う海外取引（輸出・投資・融資）の輸出不能や代金回収不能、海外投資先の休業等のリスクをカバーする保険です。
（株）日本貿易保険（NEXI）は政府出資100%の公的金融機関として、日本からの輸出や海外投資について、民間保険会社ではカバーできないリスクをてん補する貿易保険を提供しております。

①新型コロナウイルス感染症に関する補償の取り扱い
貿易一般保険及び海外投資保険において、新型コロナウイルス感染症拡大による損失についても、保険金の支払い対象となります。

②貿易保険の手続きの期限猶予等
所定の手続期限までの対応が難しい場合、NEXIでは貿易保険の契約にかかる諸手続、保険事故・回収関連の被保険者義務の猶予等を行っております。

【お問合せ先】
○各種保険契約の諸手続に関するお問合せ・ご相談
輸出保険・投資保険のお問い合わせ窓口
営業第一部　お客様相談窓口：0120-671-094
大阪支店　　お客様相談窓口：0120-649-818

○保険事故・回収関連の諸手続に関するお問合せ・ご相談
債権業務部査定グループ及び回収グループ：0120-673-094

輸出入手続きの緩和等について

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項とそれに対する相談窓口等をまとめました。

1．輸入関連

輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合
→ 有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

2．輸出関連

輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合
→ 有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

なお、輸出入ともに、各国政府機関等により、ワシントン条約に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書又は日本商工会議所により発行された特定原産地証明書等については、延長はできませんので、ご注意ください。

3．申請に係る押印の取扱い

輸出許可証、輸出承認証又は輸入承認証の内容変更又は有効期間の延長に係る申請において、当該申請書への押印（代表者印等）が難しい場合には、それぞれの申請で必要な添付書類に加え、「理由書（様式自由）」の提出をもって、押印を不要とします。【外為法】

4．申請受付等について【外為法】

〇申請・受領については、郵送・電子申請のみ可能とします。
〇問い合わせ・相談等について、窓口での相談受付は原則行いません。電話又はメールでご連絡ください。

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_l/01_seido/01_gaitame/coronavirus.html

賃貸借契約についての基本的なルール

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた賃貸借契約の当事者の皆様に向けて、法務省より賃貸借契約に関する民事上のルールを説明したQ&Aが公表されています。

Q１：新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少し、現在借りている建物の家賃が払えなくなってしまいました。すぐに退去しなければならいのですか。

A：賃料の支払義務の履行は重要ですが、建物の賃貸借契約においては、賃料の未払が生じても、信頼関係が破壊されていない場合には、直ちに退去しなければならないわけではありません。

Q２：新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、今後、家賃を払い続ける見通しが立ちません。家賃の減額や支払猶予等について、オーナーと交渉することはできないでしょうか。

A：賃貸借契約に定められている協議条項に基づき、オーナーと家賃の減額や支払猶予等について交渉を申し入れることが考えられます。

Q３：テナントが新型コロナウイルス感染症の影響により営業を休止することとなった場合、賃料が減額されることにはならないのですか。

A：当事者間でこのような場合についてあらかじめ合意している場合には、それによることになります。また、当事者間での協議も重要です。協議に当たっては、賃料の減免の要否や程度等について、事案ごとの事情を考慮して判断していただくことになります。

なお、テナントが休業した場合にも様々な場合がありますが、一例を挙げると、別段の合意がない場合において、オーナーは賃貸物件の使用を許容しているにもかかわらず、テナントが営業を休止している場合には，賃貸物件を使用収益させる賃貸人の義務は果たされており、テナントは賃料支払義務を免れないものと考えられます。他方、商業施設のオーナーが施設を閉鎖し、テナントが賃貸物件に立ち入れず、これを全く使用できないようなときは、賃貸人の義務の履行がないものとして、テナントは賃料支払義務を負わないことになると考えられます。

法務省HPでは、上記の質問・回答に加え、それぞれについての説明も掲載されています。より詳しい内容を確認したい方はこちらをご覧ください。

法務省HP　賃貸借契約に関する民事上のルールを説明したQ＆A
http://www.moj.go.jp/content/001320302.pdf

地域企業再起支援事業
（自治体連携型補助金）

地域企業再起支援事業（自治体連携型補助金）とは？

都道府県が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の中長期的な回復を目的として、地域の中小企業が環境変化に対応していくための環境整備、再起を後押しする施策を講じる場合に、都道府県に対して経費の一部を国庫補助します。都道府県は本事業の活用について御検討ください。

※本事業は、都道府県が行う施策に対して、国がその一部を補助するものです。

【対象】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、中小企業が多大な影響を受けた都道府県（調整中）

【補助率】

・国から都道府県に対して２/３補助

【都道府県の取組イメージ】

・イベントやプロモーション活動など、旅館や飲食店街・商店街の活性化に向け、地域の面的活動を行う事業者への支援や街の活性化に向けた施設整備
・個々の事業者への感染症対策の支援や国の金融支援の上乗せ
・感染リスクを抑えた店舗レイアウト等について、各地域の衛生基準や建築基準に熟知した専門家が診断・アドバイスを行う
・補助金財源として用いて、都道府県が中小企業向けの補助金事業を実施　等
（この場合、事業者への補助率は最大４分の３（国２：都道府県１：事業者１の負担割合となる））

【スキーム】

【お問合せ先】
中小企業庁小規模企業振興課：03-3501-2036

納税猶予・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

＜①申告（及び納税）にお困りの方＞ （詳細は69ページ）

		個人・法人全ての方が対象
申告・納税期限の延長	全事業者	**申告が必要な以下の税** ・申告所得税(及び復興特別所得税)　・法人税 ・消費税　・贈与税 ・相続税　の申告（※） → 申告期限以降も、**柔軟に受付** ✓ **基本的には、延滞税・利子税は発生しません** ✓ 申告書の作成又は来署することが**可能になった時点での税務署への申し出**で受け付けます。

※上記以外の税目についても個別に延長対応している場合がございますので、【地方税】はお住まいの市区町村に、【国税】は最寄りの税務署に、延滞税・利子税に関する御質問を含めて、ご確認ください。

＜②お支払いが困難な方＞

✓ **納税期限**（延長された期限を含む。）**までにお支払いが困難な方**

納税の猶予	事業収入が20%以上減少	**原則全ての税（詳細は70ページ）** 令和２年２月から納期限までの一定の期間（１か月以上）において、事業収入が減少（前年同期比概ね20%以上） → **無担保＋延滞税なしで、１年間納税猶予**
	個別の事情がある場合	**国税（詳細は71ページ）** ・**原則、１年間猶予**（状況に応じて更に１年間猶予される場合あり） ・**猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除** ・**財産の差押えや換価（売却）が猶予** ※税務署において所定の審査を行います。 ※**地方税においても、国税と同様の措置**を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。（詳細はP70） ＜個別の事情＞ ①災害により財産に相当な損失が生じた場合　②ご本人又はご家族が病気にかかった場合 ③事業を廃止し、又は休止した場合　④事業に著しい損失を受けた場合

○イメージ（事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合）

1．税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、令和２年４月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

従来		対応策
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和２年３月16日	・４月16日まで期限を延長 ・４月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受付 ※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	令和２年３月31日	
贈与税	令和２年３月16日	

- ４月17日以降の申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配意した形で行うことといたします。
- 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。
- 令和元年分の還付申告については、５年間（令和６年12月31日まで）申告することが可能です。

また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・ 納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

詳細は、国税庁 で検索、または、以下のURLよりご確認ください。

○申告期限の柔軟な取扱い
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf

○法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf

２．事業収入が減少する場合の納税猶予（国税･地方税）の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、令和２年２月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

令和２年２月から納期限までの一定の期間（１ヶ月以上）において、**事業収入が前年同期比概ね20%以上減少**した場合、

※　法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産収入）等を指します。個人の方の「一時所得」などは対象となりません。

◆　原則、**１年間納税猶予が認められます**。

◆　**担保の提供は不要**です。

◆　**猶予期間中の延滞税が免除**されます。

猶予が認められると、所轄の税務署等から**「納税の猶予許可通知書」が送付**されます。
※この**「納税の猶予許可通知書」**のほか、猶予期間中に「納税証明書」（その１）を取得すると、**「新型コロナ臨時特例法第３条による納税の猶予が適用」された旨が記載**されます。地方税の場合、猶予許可通知書をもって納税証明に代えることが可能となる場合があります。

※標準的な税の納付期限
・法人税　事業年度終了から２ヶ月以内（３月末決算であれば５月末）
・消費税　事業年度終了から２ヶ月以内（同上）
※個人事業者は３月末（令和２年は４月16日）
・申告所得税　３月15日（※令和２年は４月16日以降も柔軟に申告を受付）
・固定資産税　基本的に、４～６月で自治体が定める日（第１期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf

3．個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、**換価の猶予**が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、**納税の猶予**が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

③事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

猶予が認められた場合

- ◆ 原則、**１年間猶予が認められます**。
  （状況に応じて更に１年間猶予される場合があります。）
- ◆ **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。
- ◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、国税庁 で検索、または、
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

４．個別の事情がある場合の地方税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

１．徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合
納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③事業を廃止し、又は休止した場合
納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

④事業に著しい損失を受けた場合
納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

２．申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】
徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、
お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

欠損金の繰戻し還付

1．欠損金の繰戻し還付制度

資本金１億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。

現行	特例
中小企業者（資本金１億円以下）	➡資本金１億円超～10億円以下の法人に拡大

※令和２年２月１日から令和４年１月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用

○制度のイメージ

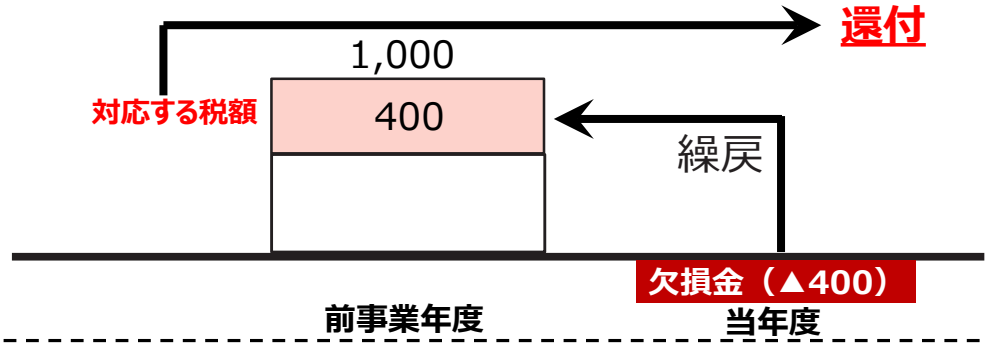

2．災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後１年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後６月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前１年（青色申告書を提出する法人である場合には、前２年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

○制度のイメージ

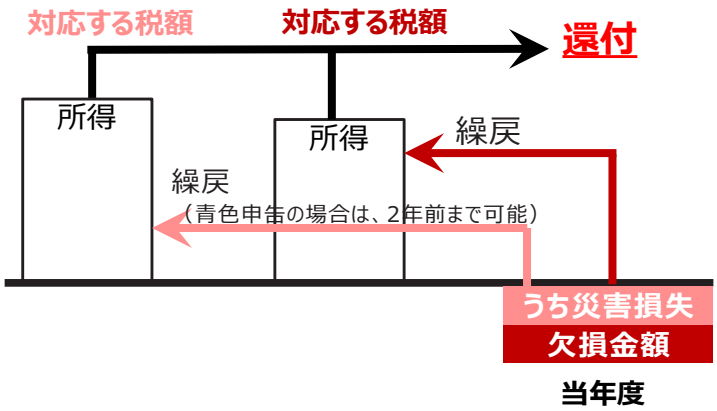

例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当します。

- ✓ 飲食業者等の食材の廃棄損
- ✓ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ✓ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ✓ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ✓ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

詳細は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf

固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

（※１）　**納税猶予**の要件
→ 2020年２月～納付期限までの任意の１ヶ月以上の収入が前年同期比概ね**20%以上減少**

（※２）　**軽減・免除**の要件
→2020年２～10月までの任意の連続する３ヶ月の事業収入が対前年減少率
・**50%以上減少**　：　**ゼロ**
・**30%以上50%未満**　：　**１／２**

支払い時期 ＼ 対象資産	2020年（2020年１月１日時点で保有するものが課税対象）	2021年（2021年１月１日時点で保有するものが課税対象）	2022年（2022年１月１日時点で保有するものが課税対象）
土地【固定資産税・都市計画税】	**納税猶予**（※１）（無担保・延滞税なし）	**2021年分の支払い** **2020年猶予分の支払い**	**2022年分の支払い**
事業用家屋【固定資産税・都市計画税】	**納税猶予**（※１）（無担保・延滞税なし）	**2021年分 ゼロ又は１／２**（※２） **2020年猶予分の支払い**	**2022年分の支払い**
償却資産（機械・設備等）【固定資産税】	**納税猶予**（※１）（無担保・延滞税なし）	**2021年分 ゼロ又は１／２**（※２） **2020年猶予分の支払い**	**2022年分の支払い**

新規取得した場合の固定資産税　最大ゼロ

・対象資産：2020年４月30日～2023年３月31日までに取得したもの。
・**先端設備等導入計画**の提出が必要です。

新規取得した場合の固定資産税　最大ゼロ

・対象資産：2017年～2023年３月31日までに取得したもの
（2020年４月30日以降に取得した**構築物も対象**）
・**先端設備等導入計画**の提出が必要です。

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口 ：0570－077322

固定資産税等の軽減

1．固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含みます）の保有する建物や設備等の**来年度（2021年度）**※の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1／2とします。

※2020年の固定資産税・都市計画税は、１年間納税猶予される場合があります。詳細はP66をご覧ください。
※市町村への申告前に、認定革新等支援機関等※の確認を受ける必要があります。

申請者 → 申告 → **市町村**

↑事前確認↓

認定革新等支援機関等※

※認定革新等支援機関等とは
①認定経営革新等支援機関
②商工会・商工会議所・中央会
③税理士・税理士法人、公認会計士・監査法人、中小企業診断士、青色申告会連合会、青色申告会

＜減免対象＞　※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）
・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
（通常、取得額または評価額の1.4%）
・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年２月～10月までの任意の連続する３ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
５０%以上減少	**全額**
３０%以上５０%未満	**２分の１**

※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です。

2．固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年３月末までとなっている適用期限を２年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

国
（導入促進指針の策定）

協議↑ ↓同意

市町村
（導入促進基本計画の策定）

申請↑ ↓認定

中小企業
（先端設備等導入計画の策定）

対象地域	**全国1,646自治体**（うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均１%以上向上するもの **事業用家屋と構築物を対象追加** • 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの • 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均１%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後３年間、ゼロ～1／2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

【お問い合わせ先】固定資産税等の軽減相談窓口　：0570－077322

厚生年金保険料等の猶予制度の特例

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあっては、申請により、１年間、特例として厚生年金保険料・労働保険料等の納付を猶予することが可能となります。

【対象者】
新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、**事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり**、一時に納付を行うことが困難な事業主

【内　容】
１年間、厚生年金保険料等の納付を猶予。
担保の提供は不要。延滞金が免除。

猶予制度の特例を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

また、申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。
※ 労働保険料に係るお問い合わせ先は、都道府県労働局となります。

猶予が認められると、**「納付の猶予（特例）許可通知書」が送付**されます。
この**「納付の猶予（特例）許可通知書」には「新型コロナ臨時特例法第３条による納付の猶予が適用」された旨が記載**されます。
※猶予期間中に管轄の年金事務所において「納入確認書」を取得した場合も、「新型コロナ臨時特例法第３条による納付の猶予が適用」された旨が記載されます。

【お問合せ先】
最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）
ttps://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html

厚生年金保険料納付猶予相談窓口（以下URL）
https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html

厚生年金保険料等の猶予制度

１．換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から６ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

２．納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
③事業を廃止し、または休止したこと
④事業について著しい損失を受けたこと

「１．換価の猶予」または「２．納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

また、申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。
※ 労働保険料に係るお問い合わせ先は、都道府県労働局となります。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）
ttps://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html

厚生年金保険料納付猶予相談窓口（以下URL）
https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html

厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響により**休業した方**で、**令和２年４月から令和３年３月までの間に休業により報酬が著しく下がった方**について、一定の条件に該当する場合は、事業主の届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（４か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**です。
また、**既に特例改定を受けた方**のうち、一定の条件に該当する場合は**令和２年９月から適用された定時決定を特例により変更可能**です。

【対象となる方①】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

1　令和２年４月から７月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例

(1)　**新型コロナウイルス感染症の影響による休業**（時間単位を含む）があったことにより、**報酬が著しく低下した月が生じた方**

(2)　**著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（１か月分）が、**既に設定されている標準報酬月額に比べて**２等級以上下がった方**
※ 固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。

(3)　本特例措置による**改定内容に本人が書面により同意**している
※ 被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構　特例改定　**検索**　https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei.html

【対象となる方②】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

2　令和２年８月から令和３年３月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例

上記１と同様の条件となります。

3　令和２年４月又は５月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例

(1)　**新型コロナウイルス感染症の影響による休業**（時間単位を含む）があったことにより、**令和２年４月又は５月に報酬が著しく低下し、５月又は６月に特例改定を受けた方**

(2)　**令和２年８月に支払われた報酬の総額（１か月分）が、９月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて２等級以上低い方**

(3)　本特例措置による**改定内容に本人が書面により同意**している(上記**1**と同様です。)

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構　特例改定延長　**検索**　https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei2.html

【対象となる保険料】

休業により報酬が急減した月（**3**の場合は令和２年８月）の**翌月以降の保険料が対象**となります。

※ **上記１に該当**する場合は、**令和３年１月末日までに届出があったものが対象**となります。
※ **上記２に該当**する場合で、令和２年８月から12月までを急減月とするものは**令和３年２月末まで**、令和３年１月から３月までを急減月とするものは**令和３年５月末までに届出があったものが対象**となります。
※ **上記３に該当**する場合は、**令和３年２月末までに届出があったものが対象**となります。
※ いずれも、それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

【申請手続について】

月額変更届（特例改定用）に**申立書**を添付し**管轄の年金事務所に申請**してください。

※ 管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）
※ 届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
※ 本特例措置は、対象となる方①と②のそれぞれで１回ずつ申請を行うことができます。
※ 健康保険組合に加入の場合は、健康保険料の標準報酬月額の特例改定の申請先は健康保険組合になります。

ねんきん加入者ダイヤル
０５７０－００７－１２３（ナビダイヤル）
０３－６８３７－２９１３（０５０から始まる電話でおかけになる場合）
・受付時間：　月～金曜日：午前８時３０分～午後７時　　第２土曜日：午前９時３０分～午後４時

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合があります。

厚生労働省から都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり示していますので、まずはお住まいの市区町村又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

1．届出・申告期間を経過した者の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、これらの届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

2．保険料（税）徴収猶予の取扱いについて

特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。

【お問合せ先】
●国民健康保険料（税）について
⇒お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
（国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合）
●後期高齢者医療制度の保険料について
⇒お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
●介護保険料について
⇒お住まいの市区町村の介護保険担当課

電気・ガス料金の支払猶予等について

個人又は企業にかかわらず、**新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方**に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる**供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請**いたしました（令和２年４月７日）。

【お問合せ先】

電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者に御相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)
https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf

ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)
https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf

※緊急小口資金若しくは総合支援資金の貸付を受けた方、これらの貸付を受けようとする方又は電気・ガス料金の支払いに困難な事情があると認められる方に係る託送料金等の支払期日に関し、従来の措置に加え、新たに令和３年２月分の料金について１か月繰り延べることとする等の特例措置（注）を講じています（令和３年１月22日）。

（注）措置を講じている事業者
○電気：北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社
○ガス：東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、東部瓦斯株式会社等

「持続化給付金」受給事業者を対象としたNHK放送受信料の免除について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの中小企業や個人事業者の事業継続が困難となる事態が生じていることから、持続化給付金の給付決定を受けた事業者の負担を軽減するための緊急的な措置として、受信料の免除を行います。

【免除する放送受信契約の範囲】
持続化給付金の給付決定を受けた者が、事業所など住居以外の場所に受信機を設置して締結している放送受信契約
※令和３年３月31日までにNHKに免除の申請をした場合に限ります。

【免除の期間】
NHKに免除の申請をした月とその翌月の２か月間
※受信機を設置した月に、受信契約を締結して、免除を申請した場合は、その翌月および翌々月の２か月間

【免除の申請方法】
①「免除申請書」をNHKホームページ（以下URL・QR コードを掲載）よりダウンロードしていただき、記載例を参照のうえ、必要事項を記入。

■免除申請書のダウンロード
https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/pdf/corona_jushinryo_menjo.pdf

②記入例のページ下部から、あて先（NHK東京事務センター行）を切り取っていただき、封筒（長形３号サイズ）に貼ってください。

③「免除申請書」と「持続化給付金」給付通知書のコピー（「宛名」と「通知内容」の両面）を封筒（長形３号サイズ）に入れて郵送してください。
※「持続化給付金」給付通知書（コピー）が免除の証明書となるため、同封されていない場合、免除することができませんのでご留意ください。

【留意点】
休業により一時的に受信契約を解約されている場合など、受信契約を締結されていない場合は、免除を受付することができません。受信契約を新たに締結した後に、再度、免除の申請をしてください。

【詳細・お問合せ先】NHKホームページをご確認ください。
〇本社所在地のNHK放送局「ご相談窓口」
https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo/window.html
〇受信料免除以外にも、事業所割引等の取扱いについてご案内しております
https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jigyousyo_tasuu.html

リンク集

Q. 都道府県、市町村など各自治体の支援策を知りたい。

A． 中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」にて、各自治体の支援策をまとめております。

J-Net 21 経営課題を解決する羅針盤

https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html

Q. 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい。

A． 農林水産省HPでは、資金繰りが困難な農林漁業者の皆様向けの資金繰り支援策を紹介しております。

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-25.pdf

Q. 政府系金融機関、信用保証協会のHPを確認したい。

A． 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会HPでも、支援策を紹介しております。

JFC 日本政策金融公庫

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html

人を思う。未来を思う。 商工中金

https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html

JFG 一般社団法人 全国信用保証協会連合会

https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html

Q. 補助金の電子申請に必要なGビズIDを取得したい。

A． 補助金等（一部）の電子申請に必要なGビズIDの取得については、申請から２～３週間要する場合があります。GビズIDが必要な補助金の申請をお考えの方は、お早めに取得の申請をされることをお勧めします。

補助金申請システム jGrants

https://www.jgrants-portal.go.jp/